# 令和元年度 第 1 回 高砂市上下水道事業審議会 議事要旨

開催日時	令和元年8月30日(金) 9時30分~12時00分
開催場所	高砂市役所南庁舎2階会議室2
会長等	山口会長、渡部副会長
出席者	西牟田委員、馬場委員、前田委員、山口委員、山本委員、渡部委員、
(50 音順)	
欠席者	埴岡委員
議事	1 開 会 2 上下水道事業管理者あいさつ 3 委員委嘱及び各委員自己紹介 4 高砂市上下水道事業審議会条例について 5 協議事項 (1)会長、副会長の選出について (2)諮問について (3)水道事業の概要について (4)下水道事業の概要について (5)施設見学(浄水場) (6)その他 6 閉 会
資料	

発言者 発言の要旨	
1 開会	
事務局 <本日の資料の確認>	
<本日の進行について説明>	
<審議会の傍聴の許可、議事経過及び写真撮影の許可、	市のホームページへの掲載
了承願い> → 承認。	
<事務局紹介>	
2 上下水道事業管理者あいさつ	
3 委員委嘱及び各委員自己紹介	
<管理者が委嘱状を読み上げ、代表委員へ手渡し、委員 委嘱状交付)>	員の委嘱を行った。(全委員へ
4 高砂市上下水道事業審議会条例について	
・資料1「高砂市上下水道事業審議会条例」に基づき、署	審議会に関係する条項を説明。
<質疑応答なし>	
5 協議事項	
(1)会長、副会長の選出について	
(互 選) <会長に兵庫県立大学の山口委員、副会長に明石高等専	門学校の渡部委員が選出され
た。 >	
事務局 ここからの議事進行は、会長、副会長にお願いする。	
会長・それでは、次第に従って協議を進める。	
(2) 諮問について	
会 長 ・「諮問について」、事務局から説明をお願いする。	
事務局 ・高砂市上下水道事業審議会条例第2条1項の規定によ	にり、管理者から諮問する。
管理者・会長へ諮問書の交付	
(3) 水道事業の概要について	
会長・「水道事業の概要について」、事務局から説明をお願い	<b>いする</b> .
TO THE TAKE MENT - TO THE TOWN OF MUST CHOME	, <b>,</b> ,
事務局・水道事業の概要を資料により説明	
会 長 ご意見・ご質問はあるか。	
<質疑応答なし>	

## (4) 下水道事業の概要について

会 長

「下水道事業の概要について」事務局から説明をお願いする。

事務局

下水道事業の概要を資料により説明

会 長

ご意見・ご質問はあるか。

委 員

・確認として、下水道の公営企業法の適用はいつからか。平成28年度4月か。

事務局

・下水道事業会計については、平成28年度から適用している。

委員

・工業用水道事業会計は公営企業法の適用はいつからか。もっと前ですか。

事務局

・水道事業会計と同様である。

ただし、工業用水道事業会計については料金制度ではなく、構成されております 企業2社からその都度、必要な費用の負担していただく負担金制度で行っている。

会 長

・加古川下流処理区とはどのような関係になっているのか。

高砂浄化センターと伊保浄化センターは市が管理して、加古川下流処理区は兵庫県が管理しているのか。

事務局

・兵庫県が管理しております。加古川市、高砂市、播磨町、稲美町が処理していただいている。

高砂市以外は全て加古川下流で処理している。

会 長

・水洗便所改築助成金制度はまだ残っていますか。また、利用はどのようになっていますか。

事務局

・利用件数は減ってきておりますが、まだ制度利用者がおりますので、制度を活用していただいて下水道普及に努めたいと思います。

会 長

・下水道の水洗化率が96%ということであるが、残りの4%はどのようになっているのか。一般家庭の方が多いのか。それとも工場地帯のものなのか。

事務局

・下水道に接続されていない方は、浄化槽が設置したばかり等の理由があり、接続するとなると個人で工事費の負担が必要なため、なかなか接続が難しい。

また高齢な方、生活困窮な方もおられるので費用面から、残りの4%に影響していると思います。

・今後も制度を利用していただき普及に努めたい。

## (5) 施設見学(浄水場)

会 長

・「施設見学(浄水場)」、事務局から説明をお願いする。

事務局

・米田水源地に移動し、現地を確認し、施設の概要を説明する。 <米田水源地の施設見学終了後、帰着>

## (6) その他

会 長

・「その他について」、事務局から説明をお願いする。

事務局

・今後のスケジュールについて、次回は10月下旬から11月上旬に、第3回を2月中旬ごろに開催する予定。第2回の開催予定を10月28日(月)  $\sim 11$ 月8日(金)で考えています、主に「水の需要」について、ご審議いただきたいと思います。

この間で都合の悪い日があれば、お聞きかせいただきたい。 また、2回目についても1回目と同様に傍聴を許可してよいか。

## <日程調整>

後日、最終調整後、再度開催通知を送付する。 傍聴について、承認。

## 6 閉 会